

◆3つの基本方針

- ① 市民が利用しやすく親しみのある庁舎
- ② 災害対策拠点として機能する庁舎
- ③ 環境にやさしい庁舎

新庁舎の規模

新庁舎の必要面積については、職員数や議員数等を基に、国が示す基準を参考に算定しています。ただし、基本計画策定時に再度精査します。

延床面積（事務室や会議室、廊下等）

約9,000㎡

敷地面積（駐車場や緑化スペース等含む）

概ね11,000㎡～20,000㎡

新庁舎の候補地は

7つの選定項目で検討します

建設位置については、合併協定項目を尊重しながら、次の7項目を設定し、これから建設する位置を検討します。

◆選定項目

- ① 必要面積
必要とする建物、駐車場面積などが確保できること
- ② 早期性
建設スケジュール内に完成できること
- ③ 安全性
防災拠点として、あらゆる災害に支障のない場所であること

④ 経済性

庁舎建設以外に多額の経費を伴わないこと

⑤ 利便性（公平性）

市民の利用に便利な地理的位置であること

⑥ 周辺環境

地形及び周辺の道路条件、市街地（官公署、金融機関、商業施設、公共交通等）条件に適合していること

⑦ 法令適合性

新庁舎建設に係る関係法令について問題がないこと

事業費の推計

新庁舎の建設に要する費用は、他の自治体の延床面積1㎡当り建築費の平均額35万円を、上記の必要面積9,000㎡で試算すると約32億円となります。

これに、解体費、設計費、付帯工事費などその他経費を約4億円と想定し、総費用は約36億円と推計されます。

建設までのスケジュール

新庁舎建設の必要性と、主な財源となる合併特例債の活用期限を総合的に判断し、平成27年度末の完成を目標とします。

建設までのスケジュール

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基本構想		←→			
基本計画			←→		
実施設計				←→	
建設工事					←→

◆基本構想とは

現本庁舎の課題や新庁舎の必要性を認識し、基本的な考え方や建設位置の選定方針を示すものです。

◆基本計画とは

基本的な考え方（基本構想）を受けて、建設位置を確定することにより、建設規模、概算事業費等、事業実施のための指針を示すものです。

問い合わせ

庁舎建設室 ☎0978-72-1111
（内線 240・241・242）